

安全保障関連法の廃止を求める意見書

平成27年9月19日、参議院本会議において、安全保障関連法（戦争法）は10件の法律の改正と一つの新法が一括して審議にかけられ、多くの国民の反対の声を無視して、十分な国会審議を経ることなく強行採決された。

この安全保障関連法は、歴代の政権が憲法上できないとしてきたこれまでの政府見解を大きく方向転換し、集団自衛権の行使、戦闘地域での武器や燃料などを補給する兵たん活動、戦争状態地域での治安活動、米軍防護の武器使用など、日本国憲法の恒久平和の原則に背いて、日本が戦争をする国へと道を開くものである。

また、衆議院の憲法審査会では、3人の憲法学者が違憲と明言したことは広く知られている。

更に、圧倒的多数の憲法学者、歴代の内閣法制局長官、元最高裁判所長官と判事、日本弁護士連合会などが安全保障関連法は憲法違反だと断じている。世論調査においても、国民の多くが、政府の説明が不十分であるとしており、国民の理解が得られていないことは明白である。

安倍政権は、安全保障関連法強行に際して、戦後60年余りにわたる政府の憲法解釈を一内閣の専断で180度覆すという立憲主義を乱暴に破壊するやり方をとった。安全保障関連法強行と一体に法治国家としての土台が崩れつつあることはきわめて重大である。

よって、逗子市議会は国に対し、立憲主義、民主主義を守るうえでも安全保障関連法の廃止と集団的自衛権容認の閣議決定を撤回することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月23日

逗子市議会